資料 6

令和2年6月25日 福祉部地域ケア推進課・介護保険課

江東区高齢者地域包括ケア計画(令和3年度~令和5年度)の 策定について

1 概要

- (1)計画の性格・位置づけ
 - ア 市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)及び介護保険事業計画 (介護保険法第117条)を一体的に策定
 - イ 3年を1期とし3年毎に策定
 - ウ 令和3年度末までに地域福祉計画(社会福祉法107条)策定予定。地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉 その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」 となる予定。

(2) 計画期間

令和3年度から令和5年度まで

- (3) 計画の内容
 - ア 目指すべき高齢者福祉の基本理念と基本目標を規定
 - イ 各種事業を基本目標毎に体系化し、取組内容と目標値を規定
 - ウ 介護保険の将来推計を算定し、介護保険料を設定

2 計画策定のポイント

- (1) 2025・2040年を見据え、自治体毎の介護需要の傾向を把握したサービス基盤、人的基盤の整備
- (2)地域共生社会の実現にあたり、理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制 の整備や具体的な取り組みが重要

- (3)認知症施策大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進
- (4)介護人材の確保や業務効率化への取組強化
- (5) 自立支援・重度化防止等の取組と目標について、進捗状況のモニタリン グや定量的な指標の設定
- (6)「高齢者生活実態等調査」や「在宅介護実態調査」等を活用した地域分析、 施策設計等への効果的な活用・反映

3 基本理念

次期計画の基本理念は、長期計画との調和を保ち、現計画下で進めている各種 取組を引き継ぎ、さらに充実させていくため、現計画から引き続き以下のとおり 設定する。

『ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現』

4 計画策定体制

(1) 計画推進会議(年6回)

計画の総合的な検討をおこなう。メンバーは、外部有識者、認定審査会代表、関連団体代表者、公募区民等総勢17名。

- (2) 庁内推進委員会・幹事会(年6回、内3回は(1)と合同開催) 庁内での事前検討をおこなう。メンバーは、①庁内推進委員会:関係部長 12名、②庁内推進幹事会:関係課長27名。
- (3)地域包括ケア全体会議(年2回)

医療、介護、福祉等の専門職が一堂に会し、すべての区民を対象に「江東 区版地域包括ケアシステム」実現に向けた取組を推進するために開催。全体 会議の活動を計画に反映するとともに計画策定作業と連動を図る。

(4) 関連会議体

介護、医療、住まいなどの分野毎の既存の会議体を関連会議体として位置づけ、課題等を抽出し、計画推進会議へ報告する。

5 スケジュール

月	庁内推進委員 会・幹事会	計画推進会議	主な内容
4			
5	第1回 (書面開催) 5/25		計画策定(理念、体制)スケジュール
6		第1回 (書面開催) 6/3	計画策定(理念、体制)スケジュール
7	第2回(合同開催) 7/10		基本指針 実態調査報告 進捗状況報告
8			
9	第3回(合同開催) 9/23		目標・施策体系 骨子案報告 区民説明会
10	第4回 10/27	第4回 10/30	中間まとめ案報告 パブリックコメント
11			
12			
1	第5回 1/12	第5回 1/19	計画案報告 区民説明会・パブリ ックコメント報告
2	第6回(合同開催) 2/15		計画最終案報告
3			

議会	その他	
2 定		
	掲載事業調査	
3 定		
4 定	パブリックコメン ト (12/1~12/22) 区民説明会	
1 定	公表	